

2006年4月から禁煙治療が保険適用されることになりました。これは喫煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行うという考え方です。

治療は一定の条件を満たした喫煙者なら、どなたでも受けることができます。

・治療

受診時期	治療内容
治療前の問診・診療	禁煙治療のための条件の確認
初回診療	①診察
再診1(2週間後)	②原則、呼気一酸化炭素濃度の測定
再診2(4週間後)	③禁煙実行、継続に向けてのアドバイス
再診3(8週間後)	④禁煙補助薬の処方
再診4(12週間後)	⑤禁煙治療用アプリ及び CO チェッカーの処方

・費用

		バレニクリンの場合 ^{*6} (チャンピックス)	
		費用	自己負担額
診療所	初診料 + 再診料 ^{*1}	7,780 円	
	ニコチン依存症管理料 ^{*2}	9,620 円	6,040 円
	院外処方箋料 ^{*3}	2,720 円	
保険薬局	調剤基本料・調剤料 ^{*4} 禁煙補助薬 ^{*5}	6,370 円	13,920 円
		40,040 円	
12週間 合計		66,530 円	19,960 円

*1 禁煙のみを目的に、診療所で治療を受けると仮定。再診料には外来管理加算を含むと仮定。

(注)他の疾患の治療にあわせて禁煙治療を受ける場合、初診料および再診料については重複して支払う必要はありません。

*2 5回の通院全てを対面で行うものと仮定。*3 院外処方で、禁煙補助薬のみ処方されると仮定。

*4 調剤基本料1で算出。調剤料のほか、一般的な薬剤服用歴管理指導料を含むと仮定。

*5 禁煙補助薬を標準的な用法・用量で使用すると仮定 *6 上記費用は2020年11月に改定された診療/調剤報酬点数に基づいて算出。

当院では禁煙補助薬はバレニクリン(チャンピックス)です。

詳しくは電話でお問い合わせください。完全予約制になっております。